

報告第9号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和6年9月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び 公営企業における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

- 1 令和5年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回っております。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

区 分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
南 風 原 町	—	—	9.1	26.1
早期健全化基準	13.62	18.62	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※健全化判断比率の実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額がないことを表します。

- 2 令和5年度決算に基づき公営企業における資金不足比率を算定したところ、下表のとおりいずれの会計についても経営健全化基準を下回っております。

令和5年度決算に基づく公営企業における資金不足比率

(単位：％)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0

※資金不足比率の欄において、「—」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表します。